

(仮称) 鴨川市骨髄移植ドナー等支援事業 概要 (案)

1 目的

骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）移植の促進を目的として、以下のとおり助成金を交付する。

2 助成対象

(1) 提供者（ドナー）

骨髄等の提供を終えた時点で、本市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に登録があり、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者。（以下「ドナー」という。）

(2) ドナーが勤務する事業所

ドナーが就業する国内の事業所で、ドナー休暇（職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供者として必要な検査入院等のために取得する特別休暇）を取得した場合に、当該休暇を与えた事業所。（国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く）

3 助成金額

(1) ドナー

骨髄等の提供に係る通院及び入院 1 日につき 2 万円（上限 7 日間分）。

(2) ドナーが勤務する事業所

ドナーの通院等の日数に対して与えたドナー休暇の日数 1 日につき 1 万円（上限 7 日間分）。

4 施行予定

平成 30 年 10 月 1 日（9 月議会に提出する補正予算案に含めることを見込む）

5 備考

鴨川市のドナー登録者数＝145 人（H29 年度末時点） ※（公財）日本骨髄バンク